処理様式第８号

◎当ゴルフ場は，茨城県県税条例第 43 条の３の規定により，次の利用に限り，

ゴルフ場利用税が軽減されます。

記

１　競技会等に参加するプロゴルファー以外の選手の利用

２　国民体育大会等の公式練習に参加するプロゴルファー以外の選手の利用

３　老年者（年齢 65 歳以上 70 歳未満）の利用

４　早朝における利用

５　薄暮における利用

６　その他の利用（　　）

（特別徴収義務者）

平成　　年　　月　　日承認

注）この掲示は，用紙，色彩，字体等は適宜とし，特別徴収義務者において作成する。なお，所要事項以外は削除する。